

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 14 日

各都道府県薬務主管課
薬剤師免許事務担当者 殿

厚生労働省医薬局
総務課試験免許係

「薬剤師免許申請関係事務要領について」の一部改正について

薬剤師免許申請事務等につきましては、平素より種々ご配慮頂きましてありがとうございます。

今般、医師法施行規則等の一部を改正する省令が令和 8 年 8 月 14 日付けで施行されることに伴い、別添のとおり「薬剤師免許申請関係事務要領」の一部を改正することとしましたので、諸手続きについてはこれに拠って頂くとともに、疑義等が生じた場合には、当職までご連絡頂きますようよろしくお願いします。

今後ともより一層のご協力をお願いします。